

# 論点メモ

平成30年10月22日  
内閣官房日本経済再生総合事務局

# 70歳までの就業機会確保の進め方

## （働く意欲ある高齢者への対応）

- 人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要ではないか。

## （高齢者の希望・特性に応じた選択肢）

- 高齢者の雇用・就業機会を確保していくには70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の希望・特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要があるのではないか。
- このため、多様な選択肢を許容し、選択ができるような仕組みを検討する必要があるのではないか。

## （法制化の方向性）

- 70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるには、法制度についても、ステップ・バイ・ステップとし、まずは、一定のルールの下で各社の自由度も残る法制とすべきではないか。
- その上で、個々の従業員の特性等に応じて、多様な選択肢のいずれかを求めることを検討すべきではないか。
- その際、65歳までの現行法制度は、混乱が生じないように、改正を検討しないこととするのではないか。

## （年金制度との関係）

- 70歳までの就業機会の確保に伴い、年金支給開始年齢の引上げは行うべきでないのではないか。他方、年金受給開始年齢を自分で選択できる範囲は拡大を検討すべきではないか。

## 中途採用促進の進め方

- 人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要ではないか。
- 特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図るとともに、通年採用による中途採用の拡大を図る必要があるのではないか。
- このため、企業側においては、評価・報酬制度の見直しに取り組む必要があるのではないか。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用比率の情報公開を求めるといった対応を主とするのではないか。
- 上場企業で中途採用に熱心な企業を集めた「中途採用協議会」を活用し、雇用慣行の変革に向けた運動を展開するのではないか。

# 疾病・介護予防の進め方

## (総論)

- 人生100年時代を見据え、寿命と健康寿命の差をできるだけ縮めていくことが重要ではないか。
- このため、保険者・事業者・個人へのインセンティブ措置を大幅に強化し、行動変容につなげるべきではないか。
- AI・IT等の最新技術の活用、データの利活用、早期発見・早期治療につながる医療技術の研究開発を推進すべきではないか。

## (保険者へのインセンティブ)

- 国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、保険者に予防・健康事業に取り組むインセンティブを強化する必要があるのではないか。
- 健康保険組合の保健事業の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、保険者に予防・健康事業に取り組むインセンティブを強化する必要があるのではないか。
- この際、保険者が、糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進的な取組の横展開が進むよう留意すべきではないか。
- 健康管理のための計測機器が手に入りやすくなっていることを踏まえ、これらの利活用を推進すべきではないか。
- 糖尿病予備群を対象に、歩数、体重、血圧等を日々計測し自己管理するとともに、保健師等が行動変容を促すといった実証事業が行われているが、その成果を踏まえ、適切な方策を検討すべきではないか。
- 個人に対するインセンティブを推進するため、ヘルスケアポイント等の個人インセンティブの付与に保険者が取り組むインセンティブが強化されるよう留意すべきではないか。

## (ナッジ)

- 特定健診等の各種健診について、その結果の通知が、個人の行動変容につながるよう、ナッジ理論も活用しつつ、全体・平均値との比較や将来予測(AIやビッグデータ等も活用)等といった情報の充実を図るべきではないか。

### （早期発見）

- がん疾患の早期発見を推進するため、現在実施されているがん検診について、より精度の高い検査方法に関する研究・開発を推進すべきではないか。
- 早期診断方法が確立されておらず、有効な治療法も少ない難治性がんについて、血液や唾液等による検査などのより簡便で低侵襲な検査方法を開発すべきではないか。
- 重症の歯周病を放置すると糖尿病が発症する可能性がある」と指摘されているが、歯科受診が必要な者については歯科医療機関への受診を促す方策を検討すべきではないか。

### （介護予防）

- フレイル対策・認知症予防として、高齢者のひきこもりをなくし、外部と交流する状況を作ることが重要ではないか。
- デイサービス事業者に対して、利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善度合いに応じた介護報酬の加算により、インセンティブ措置の強化を図るべきではないか。